

特定計量器（はかり）の定期検査についてのお知らせ
 ～計量法第21条の規定による特定計量器の定期検査が実施されます！
 取引または証明にはかりを使用する人は、必ず検査を受けてください～
 （一社）広島県計量協会 ☎255－7386 ㊟255－7568

検定証印や基準適合証印のついた正確なはかりも、使用しているうちに誤差が生じる場合があります。そこで、取引や証明に使用されているはかりは、2年に1度、法定の定期検査を受けることが義務付けられています。検査に合格したはかりには合格した年月と次回検査年が表示された「定期検査済合格ステッカー」が貼られます。このステッカーが貼られていないはかりや「次回検査年」に達しているのに定期検査を受けていないはかりは、取引や証明に使用できません。商店、工場、小口貨物取扱、学校、病院、薬局および野菜・果物出荷などで、取引または証明にはかりを使用する人は、必ず検査を受けてください。

対象の特定計量器◆非自動はかり・分銅およびおもり
 指定定期検査機関◆一般社団法人 広島県計量協会
 検査手数料◆はかりの種類、能力により手数料が異なります。具体的な金額は（一社）広島県計量協会のホームページ（<http://keiryoushiki.jp/>）をご覧ください。

日 程	時 間	場 所
10月20日(木)	10時～15時30分	海田公民館
10月21日(金)	10時～12時	海田東公民館
	13時～15時30分	海田公民館

～会社を退職された人へ～
 国民年金の手続きはお済みですか？

年金手帳
 日本年金機構

手続きをお願いします！
 住民課 ☎823－9206
 ㊟823－9627

国民年金の届出が必要です

20歳以上60歳未満の人は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。会社を退職したときは、厚生年金から国民年金への変更の届出が必要です。また、会社を退職した人に扶養されている配偶者も、国民年金への変更の届出が必要です。※退職と同時に会社員などの配偶者に扶養される人は、配偶者の勤務先へ届出が必要です。

受け付け◆住民課（役場1階）
 申請に必要なもの◆年金手帳、認印、雇用保険被保険者離職票や雇用保険受給資格者証など失業していることを確認できる公的機関の証明の写し

国民年金の保険料免除・猶予制度について

国民年金には、経済的な理由で保険料の納付が困難な場合に本人の申請によって保険料納付が全額または一部（4分の1・半額・4分の3）免除・猶予される制度があります。通常の免除申請は、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象になりますが、退職（失業）時の免除申請は、離職票や雇用保険受給資格者証などを添付すれば、退職（失業）した人の所得を除いて審査が行われる特例があります。申請が遅れても最大2年1カ月前までの免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合や退職（失業）時の免除審査の特例が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。詳しくは住民課に問い合わせてください。

わたしたちの国保
 住民課 ☎823－9206 ㊟823－9627

「広島県国民健康保険」
 イメージキャラクター “コッピー”

～国保の加入脱退の届け出は忘れずに！～
 ○次のような場合、国保加入の届け出が必要です

- ・他の市町村から転入したとき
- ・職場の健康保険の適用を受けなくなったとき
- ・家族の職場の健康保険などの被扶養者からはずれたときなど

 ⇒届け出が遅れると…

- ・保険税は、国保の資格を取得した日（転入した日や職場の健康保険をやめた日）から発生します。加入の届け出をしたときからではありませんので注意してください。
- ・保険証がないため、その間の医療費はいったん全額自己負担となります。

○次のような場合、国保脱退の届け出が必要です

- ・他の市町村に転出するとき
- ・職場の健康保険の適用を受けるようになったとき
- ・家族の職場の健康保険などの被扶養者になったとき など

 ⇒届け出が遅れると…

- ・保険税を正しく計算することができないため、本来納付する必要のない保険税を二重に支払ってしまうことがあります。
- ・本来国保の資格が無いのに、誤って国保の保険証で医療を受けた場合には、国保が負担した医療費をあとで返さなければならない場合があります。

第4回
 瀬野川健康ウォーキング
 海田町～安芸区

保健センター
 ☎823－4418
 ㊟823－0020

昨年に引き続き、安芸区と合同で開催します。
 海田公民館でウォーキング講習を行った後、海田公民館を起点に安芸区中野のほことり広場まで、瀬野川河川敷をウォーキングします。希望者はノルディック・ウォークの体験もできます。ゴール地点の安芸区スポーツセンターでは、健康相談やニュースポーツ体験など、さまざまな催し物があります。

日程◆10月29日(土)
 コース◆
 ①8kmコース（海田公民館～ほことり広場（中野）～安芸区スポーツセンター）
 ②4kmコース（海田公民館～安芸区スポーツセンター）
 時間◆①8時30分～（8時～受け付け）
 ②9時30分～（9時～受け付け）
 集合場所◆海田公民館
 参加費◆100円（保険料）

申し込み◆25日(火)までに応募用紙（保健センターなどで配布）に必要事項を記入し、郵送またはFAXで保健センターへ
 ※町ホームページ（<http://www.town.kaita.lg.jp/>）からも応募できます。
 主催◆海田町、広島市（安芸区）、公益社団法人広島市スポーツ協会
 ※申し込み方法など詳しくは、応募用紙をご覧ください。

